

意見1 コミュニティバスについて			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 上依知中町自治会</p> <p>■地域に坂が多く、高齢者が買い物や病院に行くのに日常的に不便を強いられているため、他市町村が実施しているコミュニティバスを早急に運航してほしい。</p>	<p>■令和3年3月に策定した「コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」では、コミュニティ交通の導入について、その地域の高齢化率や生活の態様などの居住状況、スーパーや医療機関などの施設の立地状況、地域移動ニーズなどを十分に把握した上で、定時定路線型やデマンド型、またはタクシー運賃助成など、その地域の特性に合った運行システムを検討していくこととしています。</p> <p>依知北地区については、当該計画によるコミュニティ交通導入の検討が必要な公共交通不便地域が一部に存在しますので、地区の自治会連絡協議会会長や公民館地区館長等に、まずはコミュニティ交通についての御説明とヒアリング等を行いながら、地域の特性に合った移動手段について協議を進めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■依知北地区自治会連絡協議会会長、依知北公民館地区館長等に、コミュニティ交通の説明及びヒアリングを令和3年10月18日に実施しました。</p> <p>今後については、個々の地域におけるコミュニティ交通に対する取組状況に応じた検討を進めていきます。</p>	【まちづくり計画部】 都市計画課

意見2 交通規制について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 上依知中町自治会</p> <p>■上依知中町浮島弁天前の道路を大型ダンプ等が通り、近隣住民が迷惑しているため交通規制をしてほしい。</p>	<p>■道路交通法に関する規制については、県公安委員会の所管であり、厚木警察署が窓口となります。</p> <p>当該箇所の規制について厚木警察署に伺ったところ、「規制の新設は、周辺にお住まいの市民の皆様や法人、道路利用者等幅広い方々に影響を及ぼすため、地元の総意として要望書の提出をお願いいたします。要望書を提出いただいた後、設置の可否について検討いたします。」と回答がありました。</p> <p>要望書の提出に関する御相談や御不明な点がございましたら、交通安全課まで御連絡ください。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 交通安全課

意見3 夕焼け小焼けの放送時間について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
子育て	<p>(1) 上依知中町自治会</p> <p>■防災無線の「夕焼け小焼け」放送が17時30分に流れるが、隣の相模原市は17時に流れるため子どもたちが混乱しているので、17時に変更するよう提案します。</p>	<p>■相模原市の17時の放送はチャイム音となっていますが、厚木市では多くの方がご存じの「夕焼け小焼け」のメロディー音を放送しています。</p> <p>放送時間については、子育て世代の方などを対象としたアンケート結果を踏まえ、平成29年5月から、春（3月～4月）及び秋（9月～10月）は17時、夏（5月～8月）は17時30分、冬（11月～2月）は16時30分に放送しています。</p> <p>子どもたちの安全を守るため、放送後も外で遊ぶ子どもたちを見掛けましたら、地域ぐるみで帰宅を促す声掛けをしていただくと幸いです。</p> <p>なお、放送時間を変更することについては、幅広い世代の方に定着しつつありますので、引き続き、現行の内容で運用していきたいと考えており、御理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【こども未来部】 青少年課

意見4 提出書類の電子化と押印廃止の推進について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
自治会活動関連	<p>(1) 藤塚団地自治会</p> <p>■自治会活動関連の提出資料が多数あり、大変手間が掛かっている。電子ファイル化により自治会長の手間の削減、引継ぎ、保管にも利便性があるため推進願います。</p> <p>・市ホームページに申請書類や通知等の書式を掲載し、ダウンロードできるようにし、ホームページ掲載場所の明記をする。</p> <p>・提出書類の印鑑廃止の検討してほしい。押印がなければ書類提出をメールで送信することも可能となる。</p>	<p>■市ホームページに自治会向け申請書のページを作成しました。今後、自治会に依頼する申請書類等については、こちらに掲載します。</p> <p>○掲載先 ホーム＞申請書ダウンロード＞くらし・手続に関する申請書＞自治会向けの申請書</p> <p>また、提出書類の印鑑については、廃止可能なものを順次廃止しています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 市民協働推進課

意見5 利用しやすい児童館の新設要望について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 山ノ根自治会</p> <p>■山ノ根自治会の子どもたちが利用する児童館は、山際神社にある山際児童館で、小学生の通学区域の外にあり、最短で600メートル、最長で1600メートルの位置にある。</p> <p>小学生のみで利用するのは、交通上も危険であり利用しにくい状況となっているので、自治会区域内もしくは、より近い位置への児童館設置を検討してほしい。</p>	<p>■児童館については、地区児童館の老朽化の状況、主な利用者である小学生の利便性等を踏まえ、施設の複合化・集約化を含めた適正配置を進めていきます。</p> <p>今後については、公共施設の施設類型ごとの方向性に基づいた具体的な取組を推進するため、今後の適正配置に向けた判断基準や優先順位、実施時期等を定める個別施設計画を令和3年度中に策定します。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■個別施設計画については、パブリックコメント等の市民参加手続を経て、令和4年2月に策定いたしました。</p>	【政策部】 行政経営課 【こども未来部】 青少年課

意見6 ごみ集積所の管理協力体制について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) 山ノ根自治会</p> <p>■現在、自治会内の多くのごみ集積所は個人の土地を無償提供いただいて、利用住民が管理している。</p> <p>最近において、非居住者と思われる違法ごみが投棄され、住民だけでは手に負えない状況がある。市は回収するだけでなく、困っている住民に対し手を差し伸べてほしい。</p>	<p>■不法投棄の対策については、定期的なパトロールのほか不法投棄防止看板の設置をしてきましたが、集積所の状況により、監視カメラの設置を検討いたします。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【循環型社会推進担当】 環境事業課

意見7 自治会案内地図看板の設置について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
自治会活動関連	<p>(1) 山ノ根自治会</p> <p>■自治会の区域がどこまでか知らない人が多い。また、隣の自治会も分からず、公民館の区域も案外知られていない。地理を知ることが、災害発生時には必要な情報であり、地域の愛着にも効果がある。</p> <p>今、自治会のどこにいるか分かるよう自治会の案内看板を要所に設置してほしい。</p>	<p>■自治会の健全な運営や活動推進のため、地区自治会連絡協議会補助金や自治会活動補助金を交付するとともに、地域の課題を自ら解決する組織として設置されている地区市民自治推進組織に対して地域づくり推進事業補助金を交付しています。</p> <p>自治会の案内看板を設置する場合は、それぞれの補助金を活用できますので、御検討いただきますようお願いします。</p> <p>また、自治会区域等、御不明な点がございましたら、市民協働推進課まで御連絡ください。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 市民協働推進課

意見8 空き家の定期パトロール制度について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防犯関連	<p>(1) 山ノ根自治会</p> <p>■自治会内にも数件の空き家があり、管理の行われていない空き家もある。</p> <p>敷地外にまで雑草が生えている空き家もあり、防犯上も好ましくない。</p> <p>自治会の防犯部で地域のパトロールを行っているが、主に防犯灯やカーブミラーの異常を重点にしている。空き家のパトロールの位置づけにより、やりやすい方策を考えてほしい。</p>	<p>■各自治会の地域パトロールに対し、事前に空き家の情報を提供することは、所有者等の個人情報の観点から困難であると考えていますが、防犯上必要と思われる場合は、住宅課に御連絡いただき、関係各課と協議の上、対応していきます。</p> <p>また、各自治会の地域パトロール等により、空き家を発見した場合には、住宅課へ御連絡をお願いいたします。</p> <p>御連絡いただいた空き家については、所有者等を確認後、関係各課と連携し、定期的なパトロールを実施するなど状況の把握に努め、住宅課を含めた関係各課から助言・指導を行います。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【まちづくり計画部】 住宅課